厚生年金保険法附則第十一条の四第一項	国民年金法による老齢基礎年金	国民年金法による老齢年金（国民年金法に基礎年金を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二条第七項の規定により老齢基礎年金を除く。）及び附則第二十条第二項の規定により老齢基礎年金を除く。）次項において同じ。）
平成六年改正法附則第二十四条第三項	国民年金法による老齢基礎年金	国民年金法による老齢年金（附則第二十条第二項の規定により老齢基礎年金を除く。）次項において同じ。）

附　則

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

厚生大臣　坂口　力
内閣総理大臣　森　喜朗

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十二年十二月八日
内閣総理大臣　森　喜朗

政令第五百三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十三号から第八十五号まで」を「第三十三号から第八十七号まで」に改め、第八十五号を第八十七号とし、第八十四号を第八十六号とし、第八十三号を第八十五号とし、第八十二号を第八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十四　情報通信技術講習推進特例交付金

第二条中第八十一号を第八十二号とし、第三十三号から第八十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三　男女共同参画社会形成推進情報システム整備等交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　宮澤　喜一
内閣総理大臣　森　喜朗

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十二年十二月八日
内閣総理大臣　森　喜朗

政令第五百四号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項（同法第百二条第一項において準用する場合を含む。）及び第三十七条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「施設」を「施設等」に、「第二条の二」を「第二条の三」に改める。

「第一章の二　著作物等の複製等が認められる施設」を「第一章の二　著作物等の複製等が認められる施設等」に改める。

第二条第一項中「第三十七条第二項」を「第三十七条第三項」に改め、同項第一号中「知的障害児施設」の下に「（専ら視覚障害を併せ有する児童を入所させるものに限る。）」を、「盲ろうあ児施設」の下に「（専ら同法第四十三条の二の盲児を入所させるものに限る。）」を加え、「（もつぱら盲児を入所させるものに限る。）」を削り、同項第二号中「盲人を」を「視覚障害者を」に、「盲人用」を「視覚障害者用」に、「盲人の」を「視覚障害者の」に改め、同項第四号中「老人福祉施設（専ら盲人を収容する」を「養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（専ら視覚障害者を入所させる」に改め、同項第五号中「盲人」を「視覚障害者」に改める。

第一章の二中第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（聴覚障害者のための自動公衆送信が認められる者）

第二条の二　法第三十七条の二の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設（聴覚障害者用の録画物を製作し、又はこれを聴覚障害者の利用に供するものに限る。）を設置する者（国、地方公共団体又は公益法人に限る。）

二　前号に掲げる者のほか、聴覚障害者のために情報を提供する事業を行う公益法人のうち、聴覚障害者のための自動公衆送信に係る技術的能力及び経理的基礎その他の事情を勘案して聴覚障害者のための自動公衆送信を的確かつ円滑に行うことができるものとして文化庁長官が指定するもの

2　文化庁長官は、前項第二号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

附　則

この政令は、平成十三年一月一日から施行する。

文部大臣　町村　信孝
内閣総理大臣　森　喜朗

国立教育会館の解散に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十二年十二月八日
内閣総理大臣　森　喜朗

政令第五百五号

国立教育会館の解散に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立教育会館の解散に関する法律の施行期日は、平成十三年四月一日とする。

大蔵大臣　宮澤　喜一
文部大臣　町村　信孝
自治大臣　片山虎之助
内閣総理大臣　森　喜朗

国立教育会館の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十二年十二月八日
内閣総理大臣　森　喜朗

政令第五百六号

国立教育会館の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令

内閣は、国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに同法第三項及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国立教育会館の解散の登記の嘱託等）

第一条　国立教育会館の解散に関する法律第一項の規定により国立教育会館が解散したときは、文部科学大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所の嘱託しなければならない。

2　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（国立教育会館法施行令の廃止）

第二条　国立教育会館法施行令（昭和三十九年政令第百七十二号）は、廃止する。

（地方税法施行令の一部改正）

第三条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二の七を削る。

第三十七条の二の八（見出しを含む。）中「第七十三条の四第一項第十一号の二」を「第七十三条の四第一項第十一号」に改め、同条を第三十七条の二の七とする。

第三十七条の二の九（見出しを含む。）中「第七十三条の四第一項第十一号の三」を「第七十三条の四第一項第十一号の二」に改め、同条を第三十七条の二の八とし、第三十七条の二の十を第三十七条の二の九とする。